

中村区役所等複合庁舎等整備事業

入札説明書

平成 30 年 8 月

名古屋 市

目 次

1	本事業の概要	1
(1)	事業名	1
(2)	事業内容等	1
(3)	事業期間	2
(4)	事業場所	2
(5)	予定価格等	2
(6)	事業スケジュール（予定）	2
(7)	施設概要	3
(8)	民間施設の条件	3
2	応募に関する事項	3
(1)	応募者の構成	3
(2)	応募者の参加資格等	3
(3)	民間事業施設事業者の事業遂行能力の要件等	6
(4)	応募に係る留意事項等	6
3	提案の審査及び落札者の決定	7
(1)	落札者の決定方法	7
(2)	落札者の決定スケジュール	7
(3)	評価体制	8
(4)	審査方法	8
(5)	入札手続等	9
(6)	落札者との契約手続き等	12
4	契約に関する事項	12
(1)	代表法人の責務	12
(2)	基本協定の締結	12
(3)	事業契約の締結	12
(4)	定期借地権設定契約の締結	12
(5)	議会の議決	13
(6)	契約保証金の納付等	13
(7)	請負代金	13
(8)	技術提案等の履行	17
5	施工期間中の保険	17
6	その他	18
(1)	情報の提供	18
(2)	市の担当窓口	18

附属資料

附属資料 1 要求水準書

附属資料 2 落札者決定基準

附属資料 3 様式集

附属資料 4 基本協定書（案）

附属資料 5 事業契約書（案）

附属資料 6 定期借地権設定契約書（案）

附属資料 7 中村区役所等複合庁舎等整備事業共同企業体取扱要領

本入札説明書において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次のとおりとする。

- (1) 「入札説明書等」とは、入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、定期借地権設定契約書（案）並びにこれら資料に対する質問及びこれに対する回答を示した書面の全てをいう。
- (2) 「技術提案書」とは、入札参加者が入札説明書等に基づき作成し期限内に提出した書類、図書、市からの質問に対する回答及び本契約締結までに提出したその他一切の提案をいう。
- (3) 「応募者」とは、本事業に係る入札に参加しようとする者をいう。
- (4) 「資格審査通過者」とは、参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
- (5) 「入札参加者」とは、本事業に係る入札書及び技術提案書を期限内に提出した者をいう。
- (6) 「落札者」とは、入札説明書等で定める方法をもって、事業契約及び定期借地権設定契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
- (7) 「特許権等」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
- (8) 「電子調達システム」とは、名古屋市電子調達システムをいう。

<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

1 本事業の概要

(1) 事業名

中村区役所等複合庁舎等整備事業

(2) 事業内容等

ア 事業区分

本事業の対象となる施設は、庁舎施設及び民間施設からなり、事業区分及び事業主体を次のとおりとする。庁舎施設及び民間施設の詳細は要求水準書のとおりである。

事業区分		事業主体	
本事業	庁舎施設	受注者	庁舎施設事業者 下記ウ（ア）の業務を実施する者
	民間施設		民間施設事業者 下記ウ（イ）の業務を実施する者

イ 発注方式等

(ア) 庁舎施設

名古屋市（以下「市」という。）が施設の設計業務、工事監理業務及び施工業務を一括して発注する設計・施工一括発注方式とする。

(イ) 民間施設

市が民間施設事業者に敷地の一部（以下「民間施設用地」という。）を貸し付け、民間施設事業者は、自らの費用で整備し、運営及び維持管理を行う。

ウ 事業範囲

本事業における各事業区分の受注者の事業範囲は次の業務内容とし、詳細は要求水準書のとおりである。

(ア) 庁舎施設

庁舎施設事業者は、庁舎施設の次の業務を実施するものとする。

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 設計業務及びその関連業務
- ・ 工事監理業務及びその関連業務
- ・ 施工業務及びその関連業務（残置施設及び附属物の解体・撤去工事を含む）
- ・ 市が行う業務との調整・協力
- ・ 各種申請等の業務
- ・ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(イ) 民間施設

民間施設事業者は、民間施設の次の業務を実施するものとする。

- ・ 事前調査及びその関連業務
- ・ 設計業務及びその関連業務
- ・ 工事監理業務及びその関連業務
- ・ 施工業務及びその関連業務
- ・ 市が行う業務との調整・協力
- ・ 各種申請等の業務
- ・ 施設の所有、維持管理・運營業務及びその関連業務
- ・ 民間施設事業終了時の解体・撤去工事及びその関連業務
- ・ 上記項目を実施する上で必要な資金調達

- ・その他これらを実施する上で必要な関連業務

(3) 事業期間

ア 庁舎施設

事業契約締結の日から平成 34 年 10 月 31 日までとする。

イ 民間施設

定期借地権設定契約締結の日から定期借地期間終了の日までとする。

(4) 事業場所

名古屋市中村区松原町 1 丁目 23 番 1 及び 2 丁目 22 番 1

(5) 予定価格等

ア 庁舎施設

庁舎施設に係る予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 金 7,546,296,000 円（消費税及び地方消費税の額を除く。）

入札価格が予定価格を上回った入札は失格とする。

イ 民間施設

民間施設用地の貸付料は、次の貸付料を下限価格とすることを条件として、応募者の提案による価格とする。

一月あたり 682 円／㎡

入札価格が下限価格を下回った提案は失格とする。

(6) 事業スケジュール（予定）

ア 庁舎施設

・落札者の決定	平成 30 年 12 月
・事業仮契約の締結	平成 30 年 12 月
・事業契約の締結	平成 31 年 3 月
・設計・工事期間	平成 31 年 3 月～平成 34 年 10 月
残置施設の解体を含む工事の着手	平成 32 年 4 月以降
※参考	
設計	平成 31 年 3 月～平成 32 年 9 月
工事	平成 32 年 10 月～平成 34 年 10 月
・引渡期限	平成 34 年 10 月 31 日
・供用開始	平成 35 年 1 月

イ 民間施設

民間施設事業者は、民間施設用地の定期借地権設定契約締結後（平成 31 年 4 月以降）、自らの提案をもとに速やかに業務を実施するものとする。なお、工事着手は平成 32 年 4 月以降とする。

(7) 施設概要

ア 庁舎施設

施設規模の上限は次のとおりとする。

延床面積：17,620 m²

技術提案書の施設規模が上限を超える場合は失格とする。

イ 民間施設

民間施設用地の敷地面積は次のとおりとする。

敷地面積：約 800 m²

敷地面積は 800 m²で提案を求めるが、事業契約締結後、受注者の費用で測量を実施し、速やかに敷地面積を確定させるものとする。

(8) 民間施設の条件

市は、受注者の技術提案に基づき、民間施設用地に一般定期借地権（借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 22 条）又は事業用定期借地権（借地借家法第 23 条第 1 項又は第 2 項の適用を受けるもの）を設定し、民間施設用地を民間施設事業者に貸し付ける。

なお、一般定期借地権又は事業用定期借地権の条件は次のとおりとする。

- ・ 庁舎施設と民間施設は、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に基づく区分所有等による合築は認めない。
- ・ 賃貸借期間は次のとおりとする。なお、賃貸借期間の開始時期は、平成 32 年 4 月 1 日とする。
 - ・ 一般定期借地権の場合 50 年以上 60 年未満
 - ・ 事業用定期借地権の場合 20 年以上 50 年未満
- ・ 貸付料（地代）は、原則として 3 年ごとに、消費者物価指数変動率及び地価変動率、その他社会経済情勢等を考慮し改定する。
- ・ 定期借地権設定契約に係る契約保証金は、35,500,000 円とする。

2 応募に関する事項

(1) 応募者の構成

- ア 応募者は、庁舎施設事業者及び民間施設事業者で構成すること。
- イ 応募者は、代表法人を定めること。代表法人は、本入札への参加手続きや落札者となった場合の契約手続きなど、市との調整・協議等における窓口を担うものとする。
- ウ 代表法人は、本事業全体をマネジメントする統括責任者を配置すること。
- エ 庁舎施設事業者は、共同企業体であること。共同企業体の結成方法は、「附属資料 7 中村区役所等複合庁舎等整備事業共同企業体取扱要領」に準拠すること。
- オ 庁舎施設の施工業務にあたる企業から、設計業務及び施工業務をマネジメントする統括管理技術者を配置すること。
- カ 各構成員が、本入札の他の構成員でないこと。

(2) 応募者の競争入札参加資格等

競争入札参加資格の確認基準日（以下「基準日」という。）は、競争入札参加資格確認申請書等の提出期限日とする。なお、基準日以降、落札者決定日までに競争入札参加資格を欠く事態に至った場合には、競争入札参加資格を有しないものとして落札者とししない。

ア 応募者に共通する参加資格

応募者の代表法人及び各構成員は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（平成 15 年 3 月 5 日付 15 財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、入札公告で定める本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、入札公告で定める本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (オ) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が入札公告に係る入札に参加しようとししない者であること。
- (カ) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の措置の期間がない者であること。
- (キ) 入札公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (ク) 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 20 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 20 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
 - ・ 下記 3（3）の評価会議の委員、又は当該委員が属する企業
 - ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
 - ・ 株式会社市川三千男建築設計事務所
 - ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

イ 各業務の参加資格

構成員のうち、下記（ア）から（エ）に示す業務にあたる者は、それぞれの要件を満たすこと。

なお、下記（ア）から（ウ）については、同一業務に携わる者が複数の場合は、最低 1 者は当該業務の要件を全て満たし、その他の者は a. 及び b. の要件を満たすこと。また、この場合は、あらかじめ参加表明書にその旨を記載することとし、下記（イ）の業務において当該業務の要件の全てを満たす者が共同企業体の代表者となること。

（ア）庁舎施設の設計業務にあたる企業の参加資格

- a. 平成 29 年度及び平成 30 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分

「測量・設計」、申請業種「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有する者と認定された者であること。当該競争入札参加資格を有していない者は、電子調達システムの入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他の必要書類を平成 30 年 11 月 15 日（木）までに 6（2）ウの場所に提出し、確実に開札日時までに当該資格の認定を受けなければならない。

b. 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

c. 平成 15 年度以降に完成、引渡しが完了した同種施設※の新築工事又は増築工事の設計業務（実施設計）を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体での設計の場合は代表者として設計実績があること。（設計業務の履行実績については、設計図による施工が完了していない場合でも、設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。）

※同種施設とは、延べ面積 5,500 m²以上の事務所又は庁舎をいう（以下同じ）。

d. 設計業務の管理技術者として次の要件を満たす者を設計業務の開始から施工業務の完了まで配置できること。

(a) 庁舎施設の設計業務にあたる企業と常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(b) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。

(イ) 庁舎施設の施工業務にあたる企業の参加資格

a. 平成 29 年度及び平成 30 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「工事請負」、申請業種「建築工事」の競争入札参加資格を有し、等級区分「A」と格付されている者であること。当該競争入札参加資格を有していない者は、電子調達システムの入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他の必要書類を平成 30 年 11 月 15 日（木）までに 6（2）ウの場所に提出し、確実に開札日時までに当該資格の認定を受けなければならない。

b. 建築一式工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を受けていること。

c. 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査の総合評価値通知書（本事業の競争入札参加資格確認申請書の提出日で有効かつ最新のものとする。）における建築一式の総合評価値が 1,100 点以上であること。なお、複数の者が分担して業務を行う場合は、少なくとも 1 者が分担する業務について、当該要件を満たしていること。

d. 平成 15 年度以降に元請として完成、引渡しが完了した同種施設の新築工事又は増築工事の施工実績があること。

e. 本事業の監理技術者として次の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。

(a) 庁舎施設の施工業務にあたる企業と常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(b) 建設業法第 27 条の規定に基づく一級建築施工管理技士又は建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

(c) 建設業法における建設工事業に係る監理技術者資格証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

f. 本事業の統括管理技術者として次の要件を満たす者を設計業務の開始から施工業務

の完了まで配置できること。

(a) 庁舎施設の施工業務にあたる企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(b) 建設業法第27条の規定に基づく一級建築施工管理技士又は建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有する者であること。

(ウ) 庁舎施設の工事監理業務にあたる企業の参加資格

a. (ア) a.に同じ。

b. (ア) b.に同じ。

c. 平成15年度以降に完成、引渡しが完了した同種施設の新築工事又は増築工事の工事監理業務を元請として履行した実績があること。なお、共同企業体での監理の場合には代表者として工事監理実績があること。

d. 工事監理業務の管理技術者として次の要件を満たす者を工事監理業務の開始から完了まで配置できること。

(a) 庁舎施設の工事監理業務にあたる企業と常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(b) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。

e. 庁舎施設の施工業務にあたる企業以外の者とする。

(エ) 民間施設事業者の参加資格

応募者は、ウの要件を満たす法人又は複数の法人で構成されるその共同体（以下、「民間施設グループ」という。）とし、個人での応募は認めない。

(3) 民間施設事業者の事業遂行能力の要件等

技術提案書の内容を評価する提案審査の基礎審査において、以下の項目を満たしていること。

ア 提案する事業を実施するために、必要な知識、経験、資格、資力並びに信用を有する者であること（民間施設グループの場合は、構成員間で適切な役割分担がなされ、各構成員がそれぞれの担当業務において必要な知識、経験、資格、資力並びに信用を有している必要がある。）。

イ 許認可が必要な事業を提案する場合は、許認可を取得する見込であること（技術提案書の提出前に、関係機関と協議すること。）。

(4) 応募に係る留意事項等

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書・競争入札参加資格確認申請書等の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

イ 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取り扱い

(ア) 著作権

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が必要と認め、入札参加者の承諾がある場合にのみ技術提案書の全部又は一部を使用できるものとする。なお、技術提案書は、入札参加者には返却し

ないものとする。

(イ) 特許権等

技術提案書の内容に含まれる特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

(ウ) 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

(エ) 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、提出書類を要求することがある。

エ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本入札の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

オ 虚偽の記載をした場合

応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合は入札を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、所要の措置を講じることがある。

カ 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

3 提案の審査及び落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

落札者の決定の方法は、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、総合評価落札方式一般競争入札を適用することとする。ただし、本入札は、名古屋市低入札価格調査要領（17 財監第 69 号）の対象とし、入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者が予定価格の範囲内で価格その他の条件が最も有利なものをもって入札を行った者であっても落札者としていない場合がある。入札価格が調査基準価格に満たない金額の場合、当該入札者は事後の事情聴取に協力すること。また、当該入札参加者が落札者となった場合の中間検査は、工期中 1 回以上行うものとする。

なお、本事業は平成 6 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO 政府調達協定）の対象事業であり、入札手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令 372 号）が適用される。

(2) 落札者の決定スケジュール

本事業における落札者の決定スケジュール（予定）は、次のとおりである。

スケジュール（予定）	内 容
平成 30 年 8 月 1 日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
平成 30 年 8 月 1 日～8 月 15 日	入札説明書等に関する質問の受付期間
平成 30 年 8 月 15 日～9 月 12 日	参加表明書・競争入札参加資格確認申請書等の受付期間
平成 30 年 8 月 29 日	入札説明書等に関する質問に対する回答期限
平成 30 年 9 月 25 日	競争入札参加資格審査結果の通知

スケジュール（予定）	内 容
平成 30 年 10 月 9 日～10 月 31 日	入札、技術提案書の受付
平成 30 年 11 月 15 日	名古屋市競争入札参加資格審査申請の期限
平成 30 年 11 月～12 月（予定）	ヒアリング
平成 30 年 12 月（予定）	落札者の決定
平成 30 年 12 月（予定）	基本協定の締結
平成 30 年 12 月（予定）	審査講評の公表
平成 30 年 12 月（予定）	事業仮契約の締結
平成 31 年 3 月（予定）	事業契約の締結
平成 31 年 4 月以降	定期借地権設定契約の締結

（３）評価体制

技術提案書の評価は、市が設置した中村区役所等複合庁舎等整備事業者評価会議（以下「評価会議」という。）において行う。評価会議は、以下 5 名の委員で構成される。（敬称略、五十音順）

委 員 生田 京子（名城大学理工学部建築学科准教授）

委 員 齋藤 輝幸（名古屋大学大学院環境学研究科准教授）

委 員 鈴木 賢一（名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授）

委 員 二村友佳子（公認会計士・税理士）

委 員 三浦 哲司（名古屋市立大学大学院人間文化研究科准教授）

なお、応募者の代表法人及び構成員が、落札者決定前までに、評価会議の委員に対し、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

（４）審査方法

審査は、落札者決定基準に従って、入札に参加する者が備えるべき競争入札参加資格の有無を確認する資格審査、技術提案書の内容を評価する提案審査の二段階にて実施する。

提案審査は、入札参加者の提出書類が基礎審査項目を満たしていることを確認する基礎審査と、技術提案書の内容と入札価格を総合的に評価する総合評価とで行う。

提案審査の概要は次のとおりである。

ア 基礎審査

入札参加者の提出書類が、基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎的事項について、全てが適格と確認された入札参加者は、総合評価の対象とし、1 項目でも満たさないことが確認された入札参加者は失格とする。詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

イ 総合評価

入札参加者の技術提案書の内容に対して、技術評価及び入札価格に関する評価を点数化して総合評価を行う。技術評価項目は、「事業計画」、「全体施設計画」、「庁舎施設計画」、「民間施設計画」である。なお、庁舎施設の入札価格が予定価格を超える、又は民間施設の入札価格が下限価格を下回る場合は失格とする。詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

(5) 入札手続等

ア 契約条項を示す場所及び担当部局

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市市民経済局地域振興部市政課
電話 052-972-3112
ファックス 052-972-4458
メールアドレス a3112@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

イ 入札説明書等の公表・交付

市は、入札公告と同時に、電子調達システムの調達情報サービスにおいて、入札説明書等を公表する。

アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>

ウ 入札説明書等に関する説明会の有無

無
現地及び現施設の見学会についても行わない。

エ 参加表明書及び競争入札参加資格確認申請書等の提出

応募者は、「参加表明書」（様式2-2）、その他様式集に示す書類（以下「参加表明書類」という。）を持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出すること。なお、持参による場合は、事前に持参することを電話により契約担当課まで連絡すること。

(ア) 参加表明書類の提出方法

提出する書類の詳細については、様式集を参照のこと。

(イ) 参加表明書類の提出期間及び提出場所等

a. 持参による場合の提出期間及び提出場所

(a) 提出期間

平成30年 8月15日（水）から平成30年 9月12日（水）（（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日（以下「名古屋市の休日」という。）を除く。）

午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除く。）

(b) 提出場所 ア に同じ。

b. 郵送による場合の提出期間及び提出先

(a) 提出期間

平成30年 8月15日（水）から平成30年 9月11日（火）午後 5時00分まで

(b) 提出場所 ア に同じ。

オ 質問の受付及び回答の公表

(ア) 質問方法

入札説明書等に関する質問を電子メール又はファックスにより受け付ける。質問の内容を簡潔にとりまとめ、指定様式（様式1-1）に質問内容を記載し、提出することとする。

(イ) 質問期限及び提出先

a. 質問期限

平成 30 年 8 月 15 日（水）午後 5 時 00 分まで

b. 提出先

キ（イ）b. に同じ。

(ウ) 質問に対する回答

質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成 30 年 8 月 29 日（水）までに電子情報システムの調達情報サービスにおいて公表する。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない。

質問者には上記のほか個別に質問を受け付けた方法にて回答する。

回答には、あわせて要求水準書の補足等が示されることもあるので、入札書の提出前に必ず確認すること。

カ 競争入札参加資格審査結果の通知等

市は、応募者から提出された参加表明書類により競争入札参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を平成 30 年 9 月 25 日（火）までに応募者に通知する。なお、資格審査の結果、競争入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含まない。）に、本市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

キ 入札書及び技術提案書の提出

資格審査通過者は、入札説明書等に基づき本事業に係る入札書及び技術提案書を提出すること。

(ア) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留に限る。）により提出するものとする。提出する書類の詳細については、様式集を参照のこと。ただし、郵送の場合は、二重封筒を用い、入札書及び技術提案書をそれぞれ個別の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に入札者の商号又は名称、開札日、入札件名及び入札書又は技術提案書を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載すること。また、持参の場合は、事前に持参することを電話により入札担当課まで連絡し、提出方法は郵送と同じとすること。

(イ) 持参による場合の提出期間及び提出場所

a. 提出期間

平成30年10月 9日（火）から平成30年10月31日（水）（名古屋市の休日を除く。）
午前 9時00分から午後 5時00分まで（正午から午後 1時00分までを除く。）

b. 提出場所

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市民経済局企画経理課（入札担当課）
電話 052-972-3102
ファックス 052-972-4137
メールアドレス a3102@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

(ウ) 郵送による場合の提出期間及び提出先

a. 提出期間

平成30年10月 9日（火）から平成30年10月30日（火）午後 5時00分まで

b. 提出場所

（イ）b. に同じ。

ク 技術提案書に関するヒアリング（プレゼンテーション）の実施

提案された技術提案書の評価にあたって、技術提案書の内容の確認のため、ヒアリング

を実施する。

(ア) 実施日

平成 30 年 11 月～12 月

(イ) 出席者の制限

ヒアリングの出席者は、入札参加者（代表法人、構成員）の担当者とし、10 名以内とする。

(ウ) その他

ヒアリングの場所、時間等の詳細は、入札参加者に通知する。

ケ 関係機関への相談

技術提案書の提出前に、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）など必要により関係機関に対し相談を行うこと。相談を希望する者は、各機関の担当部署に対し、直接行うこと。

コ 入札保証金の納付義務

有。ただし、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 5 条に該当する場合は免除することとする。

サ 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は、無効とする。

シ 開札

(ア) 開札日時

平成 30 年 12 月 17 日（月）午前 10 時 00 分

(イ) 開札場所

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市役所西庁舎 12 階市長部局入札室

ス 落札者の決定

入札参加者のうち、総合評価点（技術評価項目の評価の点数と入札価格の評価の点数を合計したもの）の最も高い者を落札者として決定する。

セ 入札結果の通知及び公表

市は、落札者決定後、すみやかに入札結果を入札参加者に文書にて通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。また、入札結果は、調達情報サービスに公表する。なお、落札者決定時から契約締結までに入札参加者が下記の事由に該当した場合、失格とする。

(ア) 本市との契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条、第 8 条第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令若しくは課徴金減免制度の適用を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき

(イ) 本市との契約に関して贈賄、談合等著しく市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき

(ウ) 名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱に基づく排除措置を受けたとき

ソ 入札の辞退

入札書及び技術提案書提出後に入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 4-1）を入札担当課に持参することとする。

タ 入札の中止等

入札参加者が談合するなど、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期するか若しくは中止することがある。

本公告に示した調達に関し、名古屋市入札監視等委員会への苦情申立てがあった場合に、苦情処理手続において、調達手続の停止等があり得る。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることがある。

チ その他

本入札は、特に断りがない限り、名古屋市競争入札参加者手引（17 財監第 67 号）に定めるところによること。

（6）落札者との契約手続き等

市と落札者は、入札説明書等、技術提案書に基づき契約手続きを行う。事業契約の締結により、落札者（庁舎施設事業者）が庁舎施設の受注者として選定されたものとする。

ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

4 契約に関する事項

（1）代表法人の責務

落札者決定から事業契約及び定期借地権設定契約締結までの間、代表法人及び構成員の変更は認めない。事業契約及び定期借地権設定契約締結後、代表法人が受注者から離脱した際は、当該受注者は受注者の地位を失うものとし、構成員の一が受注者から離脱した際は、代表法人は、当該離脱が本事業の実施に支障が出ないことについて、責任を負うものとする。

なお、構成員の離脱に伴う一切の損害は、他に規定する場合を除き、代表法人が負担するものとする。

（2）基本協定の締結

市と落札者は、事業契約及び定期借地権設定契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の代表法人及び各構成員の本事業における役割に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

（3）事業契約の締結

市と庁舎施設事業者は、庁舎施設の設計業務、施工業務及び工事監理業務を包括的かつ詳細に規定した事業契約を締結する。

（4）定期借地権設定契約の締結

市と民間施設事業者は、事業契約締結後、受注者の費用で測量を実施し速やかに敷地面積を確定させた後、民間施設用地の借地条件を規定した定期借地権設定契約を締結する。

（５）議会の議決

本事業の事業契約締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年名古屋市条例第 43 号）第 2 条の規定により、名古屋市会（平成 31 年 2 月定例会予定）において議会の議決を経なければならない。議会の議決があったときは、その日をもって事業契約が成立した旨を仮契約を締結した共同企業体の代表者に対し通知する。

（６）契約保証金の納付等

庁舎施設事業者は、庁舎施設の工事の履行を確保するため、事業契約の契約金額に 100 分の 10 を乗じて得た額以上の契約保証金を市に支払うこと。ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りでない。

民間施設事業者は、定期借地権設定契約の契約保証金を、市の発行する納入通知書に従い、市が定める期限までに支払うこと。

（７）請負代金

ア 請負代金の構成

事業契約書（案）第 1 条第 4 項第 (1) 号に示す請負代金は、以下の費用により構成されるものとする。設計費相当額、工事監理費相当額及び工事費相当額を業務費と総称する。

業務の区分	構成される費用の内容	費用の種類
設計業務	・設計に係る事前調査及びその関連業務 ・設計業務（基本設計・実施設計）及びその関連業務 ・設計業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務	設計費相当額
工事監理業務	・施工に係る工事監理業務 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務	工事監理費相当額
施工業務	・施工に係る事前調査及びその関連業務 ・施工業務及びその関連業務 ・本施設の市への引渡し ・施工業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 ・その他これらを実施する上で必要な関連業務	工事費相当額

イ 支払方法

支払方法は、次のとおりとする。

（ア）前払金

a. 金額

平成 31 年度 設計出来高予定相当額の 3 割以内

平成 32 年度以降 各年度の工事出来高予定相当額の 4 割以内

なお、算出された金額に 1 万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とする。

b. 回数

平成 31 年度 1 回
平成 32 年度以降 年度毎に 1 回

c. 支払時期

受注者の適法な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

(イ) 中間前払金

a. 金額

平成 32 年度以降 各年度の工事出来高予定相当額の 2 割以内

なお、算出された金額に 1 万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とする。ただし、部分払の請求を行った場合は、中間前払金の支払請求はできない。

b. 回数

平成 32 年度以降 年度毎に 1 回

c. 支払時期

受注者の適法な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

(ウ) 部分払金

a. 金額

平成 31 年度 設計出来高予定相当額の 9/10

平成 32 年度 設計費相当額から既に支払った前払金及び部分払金に係る金額を差し引いた額
工事出来高予定相当額の 9/10

平成 33・34 年度 各年度の工事出来高予定相当額の 9/10

なお、算出された金額に 1 万円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた金額とする。ただし、中間前払金の請求を行った場合は、部分払の支払請求はできない（各年度末の出来高部分に対する支払請求はできる。）。

b. 回数

平成 31 年度 1 回

平成 32 年度
平成 33 年度
平成 34 年度 } 設計費相当額 1 回、工事費相当額計 6 回（ただし年 3 回以内）

c. 支払時期

受注者の適法な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

(エ) 完了払金

a. 金額

契約金額から平成 34 年度までに支払った前金払、中間前払金及び部分払金に係る金額を差し引いた額とする。

b. 請求時期

庁舎施設の引渡し後とする。

c. 支払時期

受注者の適法な請求書を受理した日から 40 日以内に支払うものとする。

ウ 各段階での請負代金額の決定方法

本事業は、契約段階で要求水準書および技術提案書に対して請負代金額の総額（以下「総価」という。）を取決める。

本業務の進捗と請負代金額の考えは、次のとおりとする。

(ア) 落札者決定後

受注者は、落札者決定後速やかに入札時に提出した入札価格内訳書と同様式の請負代金内訳書を提出する。

(イ) 設計段階の変更指示の対応

設計段階で、設計変更が発生した場合は、その内容が市の指示で要求水準書等の内容の変更に該当する場合のみ、請負代金額の変更の対象とする。その場合の変更金額は、「(ア) の請負代金内訳書」による変更部分のみの数量の増減と単価により算出された金額を増減金額とする。「(ア) 請負代金内訳書」にない単価については、同等の単価レベルとし、市と受注者の協議によって決定する。

(ウ) 設計段階の変更契約

実施設計を完了した段階で、(イ) の設計変更の対象とされた内容の増減金額を変更後の請負代金額とし、実施設計図書の内容と入札説明書等で変更契約を締結する。併せて、変更契約締結後 14 日以内に当該変更金額に対する請負代金内訳書を提示する。この請負代金内訳書は、実施設計図書の正確な数量内訳を利用し、総価が変更契約後の請負代金額になるように単価を設定し作成するものとする。また、提出後、市と受注者の協議のうえ、速やかに、変更契約にともなう単価合意書を取り交わす。

(エ) 施工段階の変更指示の対応

施工段階で、設計変更が発生した場合は、その内容が市の指示で要求水準書の内容等の変更に該当する場合のみ、請負代金額の変更の対象とする。その場合の変更金額は、「(ウ) の請負代金内訳書」による変更部分の数量の増減を増減金額とする。「(ウ) の請負代金内訳書」にない単価については、同等の単価レベルとし、市と受注者の協議によって決定する。

(オ) 施工段階の変更契約

施工段階で、(エ) の設計変更の対象とされた内容の増減金額を請負代金額とし、設計変更内容と入札説明書等で変更契約を締結する。併せて、変更契約締結後 14 日以内に当該変更金額に対する請負代金内訳書を提出する。この請負代金内訳書は、変更設計図書の正確な数量内訳を利用し、総額が変更契約後の請負代金額になるように単価を設定し作成するものとする。

(カ) その他

請負代金内訳書と実際の施工との数量等の相違、発注者指示による本要求水準書の内容変更に関連しない設計変更については、請負代金額の改定には該当せず、受注者の責任・負担において対応を実施するものとする。

請負代金額の変更を伴う変更契約を締結する場合など、名古屋市議会の議決等が必要な場合は、議会の議決等の後、本変更契約となるため、本変更契約前に、変更箇所に着手することができない。

エ 実施設計完了後の変更契約時以降の請負代金内訳書の作成方法

当該請負代金内訳書は、以下の内容にて作成し、提出すること

(ア) 数量根拠は公共建築工事積算基準、公共建築設備積算基準による。

(イ) 内訳書は、RIBC により作成とする。

(ウ) 内訳書は印刷物と電子データとし、次を提示するものとする。

- a. 請負代金内訳書（金入）（RIBC データと印刷物の両方）
- b. 請負代金内訳書（金抜）（RIBC データと印刷物の両方）

- c. 参考見積を徴収した場合は参考見積書（PDFデータと印刷物の両方）

オ 設計変更以外の請負代金額の改定方法考え方

（ア）改定に対する基本的な考え方

a. 請負代金額の改定

- (a) 物価変動を勘案した費用改定については、原則として改定しない。設計・施工期間中の物価リスクについては、市と受注者の双方が負担するものとする。具体的には、(イ)に示す場合に、物価変動を踏まえ一定の改定を行う。
- (b) 受注者の責めによらない事由による数量変動リスクは、市が負担するものとし、数量変動を踏まえ一定の改定を行う。具体的には、(イ)に示す場合に、数量変動を踏まえ一定の改定を行う。

b. 金利変動を勘案した費用改定

原則として改定しない。

（イ）具体的な改定方法

a. 物価変動に伴う費用改定

- (a) 市及び受注者は、事業契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができ、市又は受注者は、相手方から請求があったときは、協議に応じなければならない。
- (b) 変動前の請負代金額（事業契約書に定められた請負代金額から、(c) i の基準日における出来形（業務の着手や資材の発注等が行われた既済部分をいう。以下同じ。）の額を控除した額をいい、以下「変動前残業務費」という。）と変動後の業務費相当額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいい、以下「変動後残業務費」という。）との差額のうち変動前残業務費の1,000分の15を超える額（以下、「スライド額」という。）について、業務費相当額に加除した額を改定額と定めるものとする。

(c) 請負代金額の改定手続きは、次に示すとおりとする。

- i. (a)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。
- ii. 市は、基準日から7日以内に出来形を確認し、変動前残業務費を定め、受注者に通知する。受注者は、市が行う出来形の確認に際し、必要な協力をするものとする。
- iii. スライド額については、事業契約締結の日と基準日との間の物価指数に基づき、スライド額及び業務費の改定額について、市と受注者で協議して定める。ただし、(a)で定めた協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及び業務費相当額の改定額を定め、受注者に通知する。
- iv. 上記iiiの協議の開始日については、市が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、市が上記(a)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、当該協議の開始の日を定め、市に通知することができる。

- (d) 上記(a)の規定による請求は、本項の規定により請負代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記(a)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前のaの定めに基づく請負代金額変更の基準日」と読み替えるものとする。

- (e) 特別な要因により履行期間内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、業務費相当額が不適当となったと認められるときは、市又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- (f) 予期することのできない特別な事情により、履行期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、市又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- (g) 次項「b. 数量変動に伴う費用改定」に定める設計業務完了後の変更契約を行う場合は、本「a. 物価変動に伴う費用改定」を準用する。
- (h) 上記(e)又は(f)の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上記(b)及び(c)に準ずるものとするが、必要に応じ、市と受注者が協議し決定するものとする。変動前残業務費の算定方法については、市が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
- (i) 使用する指標及び計算方法については、国土交通省「工事請負契約書第25条第1項～第4項（全体スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」、同「工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」、同「工事請負契約書第25条（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）」を踏まえ、市と受注者が協議し決定するものとする。受注者の責めによらない事由により、要求水準書の内容変更に伴う設計の変更を行った場合で、当該変更に伴い最新の請負代金内訳書の資材数量に合理的な差異が生じた場合は、受注者と市の協議により請負代金額の変更を行う。
- b. 数量変動に伴う費用改定
 - (a) 受注者の責めによらない事由により、要求水準書の内容変更に伴う設計の変更を行った場合で、当該変更に伴い最新の請負代金内訳書の資材数量に合理的な差異が生じた場合は、受注者と市の協議により請負代金額の変更を行う。
 - (b) 計算方法については、当該変更部分の変更による数量の変動を踏まえ、市と受注者が協議して決定するものとする。
 - (c) 請負代金内訳書の内容と実際の施工との数量等の相違、要求水準書の内容変更に応じない設計変更については、工事費相当額の改定には該当せず、受注者の責任・負担において対応を実施するものとする。

（８）技術提案等の履行

庁舎施設事業者及び民間施設事業者は、入札時に行った技術提案等（以下「技術提案等」という。）の履行について、市が指定する様式により市に報告しなければならない。

庁舎施設事業者及び民間施設事業者の責めに帰すべき事由により技術提案等について全部又は一部が不履行となった場合、庁舎施設事業者及び民間施設事業者は、事業契約書及び定期借地権設定契約書に基づき、市に違約金を支払わなければならない。

５ 施工期間中の保険

庁舎施設事業者は、庁舎施設の工事請負代金額相当の建設工事保険、組立保険又は火災保険（地業工事等の火災の恐れのないものを除く。）に、保険期間を工事着手のときから工事目的物の引渡しの日まで（特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過１か月間とす

る。)の期間として加入し、その契約書の写し(原本証明のあるもの)又は保険会社の加入証明書を提出するとともに請負業者賠償責任保険の加入にも努め、現場内外の不測の事故対策に配慮すること。

6 その他

(1) 情報の提供

本事業に関する情報提供は、調達情報サービスを通じて適宜行う。

(2) 市の担当窓口

ア 契約担当課

名古屋市市民経済局地域振興部市政課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所本庁舎5階)

電話 052-972-3112 メールアドレス: a3112@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

イ 入札担当課

名古屋市市民経済局企画経理課(入札担当課)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所本庁舎5階)

電話 052-972-3102 メールアドレス: a3102@shiminkeizai.city.nagoya.lg.jp

ウ 競争入札参加資格審査申請担当課

名古屋市財政局契約部契約監理課審査係

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(名古屋市役所西庁舎11階)

電話 0570-001-279

本公告に係る入札に参加を希望する者で、確認申請等の提出時において本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市の電子調達システムの入札参加者登録において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他の必要書類を平成30年11月15日(木)までに上記の場所に提出し、確実に開札日時までに当該資格の認定を受けなければならない。この場合には、本公告の写しを添える等の方法により、本件入札に参加を希望している旨を明示すること。